東北地区 安定供給へ全力

ミキサー車総重量の規制緩和も要望

積載量を30％アップ

東京都工組が国へ要望　被災4県も提出

全生連東北地区本部は12年11月29日に開いた正副本部長会議で、国に対してミキサー車の総重量規制の緩和を求めていく方針を確認した。この規制緩和については東京都工組が内閣府に要望書を提出し受理された。これに東日本大震災の被災4県（青森、岩手、宮城、福島）の工組が加わることで、復旧・復興事業の本格化に伴う交通渋滞や車両不足等の問題を解消し、生コンの安定供給を確保したい考えだ。

内閣府は12月10日、東京都工組から受理した要望を国土交通省に伝達し、検討を要請したと発表。同省の判断が待たれるところとなっている。

車両総重量については、道路法第47条車両制限令第3条（車両の通行の許可の手続等を定める省令第1条）で「道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されており、その規格を超える車両は原則通行できない」と規定している。これに対して東京都工組は「ミキサー車の重量規制について、各都道府県内の道路や橋に関して各都道府県の道路管理者が道路・橋の構造の保全上、総重量で23㌧まで走行可能と判定した道路については車長、軸距等に係らず、3軸車については現行の重量規制（20㌧）を緩和し、23㌧まで走行を可能にされたい」と要望している。

具体的には総重量規制が20㌧（積載量約10㌧）となっているものについて、積載量を30％アップして13㌧とすることにより、輸送の効率化、交通渋滞の緩和、（排ガス規制への対応など）環境の改善を目指すとし、そのため道路管理者が道路や橋梁、高架の構造上、総重量が23㌧まで走行可能と判定した道路について車両制限令の総重量規制を23㌧まで緩和することを求めている。

また、道路管理者の懸念への対応として「道路走行が数珠つなぎになることはなく、特に橋梁や高架を通過する場合、重量の影響を一定以下に制限するため1台のみの走行にする」ことを提案。

ミキサー車は全車両に無線機が搭載されており、先行車が橋梁や高架に入る時や渡り終えた時に後続車に無線で知らせ、橋梁や高架上のミキサー車は常に1台にできることと、同一工事現場に複数の生コン工場から出荷する場合も事前に現場納入打ち合わせ会議等を行って運行ルートを調整し、同じ橋梁や高架を通行しないよう運行ルートを作成するとしている。

要望書にはミキサー車の運行ルートも添付し、判断材料として示した。東北の被災4県工組も運行ルートを調査して地図に書き込み、要望書に添付した。

岩手　三陸沿岸で出荷増

職人不足が工期に影響

岩手県工組の昨年4～11月の組合員出荷量は、災復工事の本格化に伴い沿岸地域を中心に増加し、前年同期比55・4％増の84万2000㎥となった。

支部別にみると県央14万8000㎥（前年同期比0・8％増）、県南18万8000㎥（0・2％増）、沿岸27万6000㎥（203・7％増）、気仙10万㎥（163・8％増）、久慈10万4000㎥（87・9％増）、県北2万7000㎥（12・2％増）。

工場サイドでは骨材の調達先の多角化やミキサー車の増車、および設備投資を行うなど供給力を増強し、試験担当者も増やすなど体制を整えているが、現場の職人不足から工程がずれ込むなど一部不都合が生じており、当初予想されたほどには出荷が伸びていない。

原材料の値上がりとミキサー車運賃の上昇分をコスト転嫁するため、岩手県南協組は9月1日出荷分から700円、岩手協組も10月1日以降の新契物件から1000円値上げした。

両協組とも集約化に注力し、合理化を徹底させているが、次のステップとして工場の再配置が検討課題にのぼっている。

また、県南協組の一関地区は三陸沿岸に近く、JISに規定される時間内に生コンを届けられることから、気仙沼協組からの協力の求めに応じ、物件対応で納入している。結果として一関地区における東側・西側に位置する工場の出荷バランスが改善されつつある。

宮城　員外社含めJIS工場が結束

協議会窓口に行政と折衝

宮城県工組の昨年4～11月の組合員出荷量は、災復工事の本格化に伴い前年同期比96・9％増の122万8000㎥となった。支部別にみると仙台区51万㎥（前年同期比84・6％増）、宮城県南12万5000㎥（180・3％増）、石巻25万3000㎥（215・2％増）、大崎11万400㎥（37・3％増）、気仙沼12万7000㎥（230・4％増）、宮城県北10万㎥（1・7％減）。宮城県北の組合員はほとんどが内陸に位置し、需要の集中する亘理地区に組合プラントを建設中だ。今後、出荷の伸びが見込まれている。

仙台地区協組は、昨年10月1日から共販価格を1000円以上引き上げた。仙台市内の市況は、同年1月からの値上げが浸透し現在、建築標準物で1万1000円（21－18－20）。新価格は同標準物が1万2000円以上。骨材など原材料が値上がりし、運賃も上昇。コスト増転嫁のため価格を見直した。

大口案件では、10月と11月に東北電力仙台火力発電所のLNG基地建設のため、それぞれ1日で7000㎥強の生コンを出荷した。来年3月には仙台市南蒲生浄水センター（2階建）への出荷も始まる。細骨材の不足や工事件数の増加に伴うミキサー車確保といった課題は残るが、関係機関との協議を重ねながら安定供給に注力しているところだ。

生コン等の安定供給を確保するため、国土交通省東北地方整備局と宮城県が中心となって建設資材連絡会を組織。宮城県分会や岩手県分会も設置し工事の円滑な推進をサポートしており、遠隔地から骨材を運搬しなければならない場合の運搬コスト増加分は積算に織り込むことなどを決めている。また、8月には宮城県工組が仲介する形で、員外社を含む全JIS工場に参加を求め、宮城県生コンクリートJIS工場協議会を立ち上げた。現在、同協議会を窓口に関係官庁と折衝し、打開を目指し協議している。

県出先機関へ陳情

品監合格工場をPR

青森県工組（五十洲廣明理事長）は、昨年12月から今月にかけて発注官庁に対して品質管理監査合格工場の優先使用を求める陳情を行っている。県出先機関である8市の地域県民局を訪問して品監制度の概要を説明し、合格工場への配慮を求める一方、技術研修センターの利用促進をPR中だ。

訪問日と訪問先は東青（12月13日、青森市）、下北（12月18日、むつ市）、中南（12月21日、弘前市）、三八（1月17日、八戸市）、西北（1月21日、五所川原市）、上北（12月24日、十和田市）の各地域県民局の地域整備部長。技術研修センターは6人で運営し、年間5000万円前後の試験料収入を得ている。現在、ホームページやパンフレットの配布等を通じて対外的にPRし、外部からの受注増を目指している。

また、陳情では全生連が作成した「エコ舗装」のリーフレットも提示し、コンクリート舗装の普及に注力する生コン業界の取り組みを紹介している。

震災がれきの有効利用を

行政の意向を確認

がれき処理コンソーシアム　全体会議で質疑

「震災がれきと産業副産物のアロケーション最適化コンソーシアム（略称：がれき処理コンソーシアム）」は12月7日、仙台市のホテルモントレで第2回全体会議を開いて各検討部会（コンクリートがれき、がれき焼却残渣、津波堆積土砂、プレキャストコンクリート製品、長期安定性評価）の活動状況を報告するとともに、国や地方自治体の出席者と意見を交換した。また、当日は国立環境研究所の肴倉宏史氏が「焼却主灰再生資材の評価スキーム」と題して、災害廃棄物焼却灰を原料とする再生資材の地盤材料としての用途や、各用途における要求品質等に関する地盤工学会（東日本大震災対応調査研究委員会地盤環境研究委員会）の考え方を示した。

その後、行政との意見交換会の冒頭、あいさつに立った久田真代表は、各がれき処理サイトでの全体的な進捗状況、および有効活用がどの程度進められているか、今後の新たながれき発生の見込み（解体予定のコンクリート構造物等の有無と時期、海中がれきのサルベージ、農地堆積土などの農政所掌のがれき処理計画）などを質問。併せて第1回全体会議で提案した事項について関係行政の意向を確認した。

提案の一つは、国土交通省はじめ各省庁・財団等が運営している技術開発助成制度（例：震災対応型技術開発制度）において採択した各課題の実証検討された技術を積極的に採用されたいということで、2月に予定している第3回全体会議で個々の技術の概要を紹介する方針だ。二つ目は、がれきが資材化して使える状態になる時期と、災復工事などで有効活用し得る時期との間に時間的なズレが生じることが予想されるため、資材化したがれきが利用されるまでの間、仮置きする対応も必要だとし見解を求めた。さらに、がれきの有効利用時にスラグ、石炭灰、紙パルプ焼却灰などのがれき以外の産業副産物の利用も視野に入れながら、技術的検討を進められないかと提案。特に「骨材不足を理由としたコンクリートの供給不安が問題視されるなか、資材化されたがれきや未利用資源を有効に使用していくことは極めて重要な課題と思われる」と述べ、積極的な取り組みを求めた。

久田代表は10月に日本砕石協会が横浜市で開いた砕石フォーラムにおいて、被災地における骨材やコンクリート不足への対応に関する問題を提起。仙台市で行われた廃棄物資源循環学会全国大会、および全国コンクリート製品協会東北地区セミナーでも、がれき有効活用のスキームを提案し必要性を強調した。